

教生学第 54 号
平成30年 4 月13日

各 教 育 局 長
各 道 立 学 校 長 様
各市町村教育委員会教育長
(各市町村立学校長)

北海道教育庁学校教育局長 岸 小夜子

いじめの未然防止、早期発見・早期対応に向けた取組の一層の充実について（通知）

このことにつきましては、これまで、各学校において、「学校いじめ防止基本方針」に基づき、いじめの未然防止等に取り組んでいただいているところですが、過日、道立学校の部活動において、「北海道いじめの防止等に関する条例」（以下「条例」という。）に規定する重大事態が発生した疑いがあるとの申立てが、被害生徒の保護者からありました。

道教委では、本申立てを受け、条例に基づき、道教委の附属機関である「北海道いじめ問題審議会」（以下「審議会」という。）に調査・審議を要請し、審議会で調査等を行った結果、申立ての中のいくつかの行為を「いじめ」と判断するほか、学校や道教委における対応上の課題や課題を踏まえた再発防止のための提言などが示された調査報告書が道教委に提出され、今般、道教委から知事に調査報告書を提出したところです。

本事案における当該学校の課題として、「学校いじめ防止基本方針」に掲げられている年間計画に沿ったいじめ防止対策が行われていなかった点や、「学校いじめ対策組織」の開催が遅れた点などが挙げられております。

つきましては、審議会における調査結果及び調査報告書に示された再発防止のための提言について、次のとおり取りまとめましたので、各市町村教育委員会や学校においては、これらの内容を十分に踏まえ、自校の「学校いじめ防止基本方針」を再点検するとともに、本年2月に改定した「北海道いじめ防止基本方針」における「学校が実施すべき施策」の確実な実施等を通じて、いじめの未然防止等の取組を一層充実させ、児童生徒が安心して学校生活を過ごせる学校づくりに努めていただくようお願いいたします。

記

- 別添 1 「北海道いじめ問題審議会」の調査結果について
別添 2 「北海道いじめ問題審議会」からの提言について

担当 学校教育局参事（生徒指導・学校安全）
TEL 011-204-5755
FAX 011-272-1234

「北海道いじめ問題審議会」の調査結果について

1 経 過

- ・道立高校に在籍する生徒の保護者から、当該生徒が所属する部活動の複数の部員から誹謗中傷等を受け、精神的な苦痛を負ったとして、重大事態が発生した疑いがあるとの申立てがあった。
- ・道教委では、「北海道いじめ問題審議会」に調査・審議を要請した。

2 北海道いじめ問題審議会の調査結果

(1) いじめの認定

北海道いじめ問題審議会において、申立てのうち、次のア～ウの行為について事実を確認し、いじめであると認定した。

ア 部活動内での日常的な行為

部活動内において、加害とされる生徒らが当該生徒を無視し、また、乱暴な言葉で当該生徒を叱責するなど、日常的に複数の部員が当該生徒に心理的影響を与える行為を行っていた。

イ トレーニング合宿での行為

トレーニング合宿の夕食時に、加害とされる生徒が菓子を配る際、当該生徒にだけ自分で取らせたほか、当該生徒の行動に対し、周りにも聞こえるように舌打ちをし、当該生徒に心理的影響を与える行為を行った。

ウ ウェイトトレーニング時の声出しに関する行為

ウェイトトレーニング時の当該生徒の声出しに対し、加害とされる生徒らが「うるさい」という雰囲気を作るなど、当該生徒に心理的影響を与える行為が行われていた。

(2) いじめの背景

部活動内において、上意下達の関係が強く、上級生の下級生に対する乱暴な態度や指導が許容されるという雰囲気があったと考えられる。顧問は、下級生の仕事に対する指導を上級生に一任しており、また、一部の生徒に同調した態度を取っており、加害とされる生徒らの行動が助長された面は否定できない。

(3) 不登校との関連

不登校の状態に至ったのは、部活動内でいじめられたことが主因と思われるが、怪我でトレーニングすらできない状態が続き、辛い心理状態に追い込まれ、結果としてクラスの他の生徒との間に溝ができる状況に至ったことによる不適応感も影響した可能性がある。

(4) 本事案における当該学校等の対応上の課題について

ア 平時のいじめ防止及び対策

当該学校においては、「学校いじめ対策組織」の会議が年間計画に示されていたが、実際には開催されていないなど、学校いじめ防止基本方針が形骸化していたという点で課題がある。

イ いじめの認知

当該生徒の保護者からいじめの訴えを受けた教員が、個人的な判断でいじめではないと対応するなど、「ささいな兆候や懸念、児童生徒からの訴えを、抱え込まずに、又は対応不要であると個人で判断せずに、直ちに全て該当組織に報告・相談する」とした、いじめ防止の基本にのっとり対応が取られていなかった点で課題がある。

ウ 組織的な対応

当該学校においては、いじめ認知後、すぐに「学校いじめ対策組織」としての情報集約と共有、指導・支援体制の整備等を行わず、管理職と一部の教員のみによる指導を行っており、学校全体での組織的な対応や、外部の視点を取り入れた支援体制が行えなかった点で課題がある。

エ 被害生徒への支援

当該学校は、当該生徒及びその保護者の真意を十分に把握し、丁寧に説明することを怠ったことや、加害とされる生徒への指導にあてた教員が、いじめへの認識が不十分であったことなど、当該生徒及びその保護者に寄り添い、当該生徒への支援を行うことができなかった点で課題がある。

オ 加害とされる生徒への指導

当該学校は、当該生徒と加害とされる生徒及びそれらの保護者の双方の考えや思いを適切に伝えることができず、お互いが疑心暗鬼になったことや、「本事案は生徒間の指導が助長したもので、当該生徒を対象にした悪意を持ったいじめではない」との認識から、加害とされる生徒が十分に反省したかどうかを検証しながら指導を進められなかった点で課題がある。

「北海道いじめ問題審議会」からの提言について

- 北海道いじめ問題審議会が作成した調査報告書においては、学校が再発防止のために講ずる措置として、次の6項目が指摘されている。

1 いじめを起こさない平素からの対応の徹底

いじめはいつでも誰にでも起こり得るとの前提に立って、全ての教職員が一人ひとりの児童生徒の特性を踏まえつつ、日常からの予防の徹底に努めなければならない。そのため、次の観点を踏まえ、教育相談・生徒指導の充実とそれらに係る教職員の資質向上に努めること。

- (1) 全ての教職員が関わる教育相談体制の充実
- (2) 児童生徒の自発的、主体的成長を促し、心に響く実践的生徒指導の充実
- (3) 生徒理解に基づいた教育相談や生徒指導に関する実践的研修の実施

2 いじめへの一貫した対応の充実

学校は被害側の思いを受け止め、児童生徒の特性や学校の実態、教職員間の理解など本質的な構造を把握するなど、次の観点を踏まえ、一貫した対応に努めること。

- (1) 「学校いじめ対策組織」を中核とした組織的対応の徹底
- (2) 被害児童生徒の思いを受け止めつつ、事実を正確に捉え、その上で加害児童生徒がどう考え、どう行動しなければならないのかを振り返らせるよう指導を進めるために、初期対応において行うべき点の認識の徹底
- (3) 関係児童生徒及びその保護者との対応の在り方を統一するとともに情報共有が密に図れるような連絡・連携体制の改善
- (4) 加害・被害が、認識された事実を介して、問題点や改善点を明らかにし、一致点を見出すために双方が向き合う機会の提供
- (5) 実効的ないじめ問題の解決のための、外部専門家の積極的な活用
- (6) いじめを認知した段階での教育委員会への確実な報告と、日常からの連携
- (7) いじめ対応に係るチェックリストの作成

3 遠隔地から入学した児童生徒への対応の充実

遠隔地から入学し、親元を離れて生活する児童生徒の心理的負担は大きいとの基本的認識に立つことが必要なことから、次の観点を踏まえ、学校全体で支援に努めること。

- (1) 下宿生等への支援について、学校全体で計画を策定し、課題等を把握、解決していく体制の整備
- (2) 保護者への説明及び情報共有を通じた連携の強化

4 調査・指導等の記録や情報管理の徹底

いじめの調査や指導について、事案に対応する教師によらず、共通の認識で対応するために、次の観点を踏まえ、情報管理の徹底に努めること。

- (1) 事実と指導の内容を明確にした記録の徹底と、一貫性のある調査及び指導の実施
- (2) 調査や指導等により得られた情報の漏洩や不適切な情報提供の防止

5 部活動運営の在り方の改善

部活動の顧問の意図や日常の様子は見えづらく、閉鎖的な側面があることから、次の観点を踏まえ、部活動の活動内容を学校全体で共有し、課題等について検討する体制を整備するよう努めること。

- (1) 部活動の問題事例に関わる校内研修等の実施による民主的運営の促進
- (2) 複数の顧問が生徒指導に積極的に関わる等、効果的に機能するための具体的な取組を進める体制の整備及び検証
- (3) 顧問会議等の定例化等による部活動の活動状況や生徒の状況等を交流する場の設定
- (4) 保護者等からの相談を受ける学校窓口の設置による、保護者や地域との連携の強化

6 教職員の基本的な資質・能力の向上

次の点を踏まえ、校内研修等の実施等により、資質・能力の向上に努めること。

- (1) 傷ついた子どもを優先して受け入れる受容力
- (2) 自らの言動や態度が、子どもの悪い感情を助長していないかを振り返る力
- (3) 隠された問題を明らかな問題として捉える状況認識力

※「北海道いじめ防止基本方針」（平成30年2月改定）における「学校が実施すべき施策」（「再発防止のための提言」関連抜粋）

- (1) 学校いじめ防止基本方針の策定
 - ・いじめの防止等に向けた具体的な指導内容のプログラム化（「学校いじめ防止プログラム」の策定等）
 - ・アンケート、いじめの通報、情報共有、適切な対処等の在り方についてのマニュアルの作成（「早期発見・事案対処マニュアル」の策定等）
 - ・「チェックリストを作成・共有して全職員で実施する」などの具体的取組
 - ・加害児童生徒に対する成長支援の観点を踏まえた加害児童生徒が抱える問題を解決するための具体的な対応方針
 - ・入学時・各年度の開始時における、学校いじめ防止基本方針の内容に関する資料の配付及び説明
- (2) 学校におけるいじめ防止等の対策のための組織
 - ・「学校いじめ対策組織」が組織的な対応の中核として機能する体制の構築
 - ・「学校いじめ対策組織」への「心理や福祉等に関する専門的な知識を有する者」としての、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー、弁護士、医師、警察官経験者等の外部専門家の参加
 - ・教職員同士の日常的なつながり、同僚性の向上
 - ・いじめが解消に至るまで被害児童生徒の支援を継続するための、支援内容・情報共有・教職員の役割分担を含む対処プランの策定
 - ・「学校いじめ対策組織」が、相談・通報を受け付ける窓口であることの周知
- (3) 学校におけるいじめの防止等に関する措置
 - ・教職員と児童生徒が触れ合う機会・時間の確保
 - ・いじめの相談があった場合の適切な聴き取り方法や記録に係る研修の実施
 - ・スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを講師とした研修の実施
 - ・入学式や各年度の開始時等における、学校の取組やいじめの未然防止や早期発見、事案対処に向けた家庭の役割について保護者間の共通理解を図る機会の設定
 - ・事故速報・事故報告による迅速な報告及び関係資料の適切な保存